

意見書

この度、地方自治法第74条第1項の規定により、法定署名数1,243を上回る3,161人の連署による、宇和島市における伊達博物館改築事業について天赦公園（キリン公園）への移転改築の賛否を問う住民投票条例制定の直接請求がありましたので、同条第3項の規定により、次のとおり意見を申し述べます。

まず、伊達博物館改築事業について、市の基本的な考えを申し上げます。

現伊達博物館は、宇和島市が昭和47年に市制五十周年を迎えたことを記念し昭和48年3月に着工、同年12月に竣工し、昭和49年5月に開館したものでございます。

当市は、慶長20年に初代藩主伊達秀宗が入部して以来、伊達十万石の城下町として発展し、薫り高い幾多の文化遺産を保有しており、これらの文化財を公開することで、先人の業績をしのび、文化愛護の精神を養い、貴重な文化財を後世に伝承していくとともに、資料収集、保存、調査研究、展示及び教育普及といった活動を行ってまいりました。

伊達博物館につきましては、地域の歴史と文化を学び、現在を生きる指針とするとともに、先人から引き継いだ文化遺産を後世に継承し、未来に向かって地域文化を創造する拠点として位置づけているところでございます。

しかしながら、現博物館は昭和49年の開館から半世紀を迎えようとしており、平成12年と平成25年にそれぞれ大規模修繕を行ったものの、博物館本体及び設備の経年劣化が著しく、近い将来発生が懸念されている南海トラフ巨大地震に対する耐震補強が出来ていない等多くの課題があることから、市では、平成30年6月に建替委員会準備会を組織し、新たな博物館の整備を行うこととしたものでございます。

新博物館の基本理念は、「地域の歴史文化の再生、共創の象徴となるべき博物館」、「新しいまちづくりと景観の美しさの象徴となるべき博物館」としており、宇和島市の多様で豊かな自然や歴史文化について、市民や来館者の皆様とともに保全・継承し、その魅力を広く発信することにより、宇和島市の特徴とすばらしさに気づき、地域をより良くしようとする人々が集い、誇りと活気に満ちた、美しいまちづくりを目指すことにしております。

次に、伊達博物館改築事業のこれまでの経緯について申し上げます。

新博物館の建設につきましては、平成31年3月20日に、市議会、自治会、PTA及び商工会議所等の市民を代表する団体から選出されたメンバーで構成された宇和島市立伊達博物館建替委員会を組織し、「宇和島市立伊達博物館改築事業基本構想」の制定に着手し、令和元年5月29日に開催された第2回建替委員会において、基本構想案を取りまとめ、同年6月10日から28日の間にパブリックコメントを実施

し、より広く御意見をお聞きした上で、第3回建替委員会において、基本構想を策定いたしました。その後、基本構想に基づき、伊達博物館改築事業基本計画策定に着手したものでございます。

基本計画を策定するにあたり、建替委員会に専門部会を設け、建設場所の選定については、立地複合施設専門部会にて、令和元年8月、9月と2回にわたって検討した結果、天赦園との一体整備に伴う「伊達文化エリア」の魅力向上、開放的な公園内に建設することによるランドマーク性の向上、現博物館閉館期間の短縮、資料移転コストの抑制や移動に伴う資料破損のリスク軽減等についての意見があり、現在地での建替よりも天赦公園内への移転建設に大きな優位性があるとの答申に基づき、同年10月30日に開催された第4回建替委員会において、新博物館は天赦公園内に移転建設することを、全会一致で決定したものでございます。それに基づき、令和元年11月、市議会に対しましても全員議員協議会にて公園への移転建設について御説明させていただきました。

基本構想や建替委員会の会議録等につきましても、ホームページにおいて、随時公開するなど情報発信に努めて参りました。

その後、令和2年9月17日に開催された第7回建替委員会において、基本計画案を取りまとめ、同年10月26日から11月30日の間においてパブリックコメントを実施するとともに、11月17日から22日の間に計7回の市民説明会を開催する等、皆様への丁寧な説明に努めて参りました。また、市議会に対しましても、予算等で都度御説明をさせていただくとともに、令和3年1月に、勉強会にてパブリックコメントへの対応も含め、最終的な基本計画案を御説明させていただきました。

このような手順を踏まえ、令和3年2月16日に開催された第10回建替委員会におきまして、全会一致にて承認され、基本計画を策定したものでございます。

この基本計画策定後、令和3年度に国土交通省補助金（都市構造再編集中支援事業）にかかる交付決定を受け、建築設計業務、展示設計業務、設計支援業務をそれぞれ公募型プロポーザル方式により委託業者を選定のうえ発注し、現在基本設計の概要を取りまとめているところであり、今後速やかに、建替委員会や市議会はもとより、市民の皆様にも説明会やホームページ等を通じ、丁寧に説明してまいりたいと考えております。

なお、事業に伴う必要予算につきましては、その都度、市議会に上程し、慎重な御審議の上、議決いただいております。今後につきましても、進捗に応じて、予算等関連議案を提案して参りますので御審議をお願い申し上げます。

次に、本請求の要旨について、意見を申し上げます。

(1) では、「街中にある広々とした天赦公園は幼児から小・中・高校生、更にはお年寄りまですべての年代の市民が多目的かつ自由に利用できる旧市内最大の都市公園であり、防災面では災害時に避難場所や火除地となる市民にとってなくてはならない公園です。そのよう

な所に、市が計画するような延床面積4,000㎡を超える大きな博物館が建設されると公園機能はほとんど喪失してしまい、全てが新博物館のための敷地となってしまいます。」とあります。

新博物館は、延床面積を基本計画で定めた4,000㎡程度としており、天赦公園の西側遊具広場部分に建設いたします。

天赦公園の東側広場については現状に近い面積が残る予定となっており、遊具広場の機能については、東側広場内に遊具の仮移設を行うことで、建設工事期間中においても、安全を確保したうえで子どもたちが遊ぶことができる環境を確保して参ります。

また、新博物館開館後においては、現博物館の解体工事を行い、跡地に現在の遊具広場と同規模の児童公園の整備を行うとともに、天赦公園東側広場についても、「緑の広場」の名にふさわしいものに生まれ変わる予定でございます。

従いまして、「公園機能がほとんど喪失してしまう」ということはなく、新博物館、緑の広場、天赦園、児童公園が一体となった空間を整備することで、この天赦公園エリアは更に魅力的なものになると考えております。

一方、防災面につきましても、天赦公園東側広場及び児童公園を指定緊急避難場所に指定することで、引き続き災害時における安全安心な環境を確保して参ります。

(2)では、「宇和島市の人口は2050年には半減すると予想され、財政規模も半減すると予想されます。約40億円の建築費は国の補助もあり何とか返済できるとしても、毎年必要な維持管理費は人件費を含めると1億円を軽く超えることが予想されます。この負担は大変重く、住民サービスの低下を招くのは間違いありません。この点からしても規模の見直しが必要です。」とあります。

新博物館の建設規模につきましては、津波によって所蔵品が損傷、滅失するといったリスクを避けるため、展示室・収蔵庫・展示準備室などの博物館ゾーンは2階に設置することとしており、関連諸室を加えると2,000㎡の床面積が必要となるものでございます。

1階には、吉田町、三間町、津島町を含めた宇和島圏域全体の歴史、文化等を広く紹介する展示室や多目的に利用できるスペースを備えることにより、市民への郷土学習、生涯学習の機会創出や気軽に利用できる憩いの場としての役割も期待できるものと考えております。

これらを踏まえ、新博物館の延床面積は4,000㎡を目処に計画しているところでございます。

また、新博物館は文化庁の指導を仰ぎ、公開承認施設としての要件を満たす施設として整備することとなっており、市民の皆様が国宝、重要文化財に触れる機会が増加することに加え、観光客の集客にもつながると期待しております。

さらに、学芸員の文化財研究環境の向上により、宇和島市の歴史文化をより詳しくひも解くことができ、市民の知的関心に応える環境が整うことになるものでございます。

そのほか、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、年齢、性別、身体の状態等を問わず、誰もが利用しやすい施設といたします。

これらに加え、新博物館は、子どもたちが歴史・文化に触れ、郷土愛を育みながら宇和島について広く学び、様々なことに挑戦するきっかけとなる場としたいと考えており、将来への投資としての必要なものであると考えております。

それに伴う財政負担は、当然必要となりますが、建設費につきましては、国からの補助金、合併特例債等を最大限活用するとともに、維持管理費につきましても効率的な運営方法の検討など、工夫しながら最大限の抑制に努めて参ります。

市の財政状況につきましては、依然厳しいものの、これまで進めて参りました様々な行財政改革の成果等により、財政健全化法に定める各指標につきましても概ね、堅調に推移しており、博物館が建設されることによって住民サービスの低下を招くことはないものと考えております。

(3)では、「天赦公園への移転案については、議事録を見ると立地複合施設部会の委員長であった教育長が委員の疑問を押し切り強引に決定したと判断されますが、私達としては、無視され続けた現博物館に隣接する駐車場（市所有）を合わせた現在地での改築が十分可能であり最も経済的でもあると判断します。」とあります。

新博物館の立地につきましては、現在地での建設、天赦公園内への移転建設、双方の可能性を排除せず、多角的な視点から候補地の比較、検証が行われ決定されたものでございます。

議論の中では、前述のとおり、現在地での建設よりも天赦公園内への移転建設に大きな優位性があると判断されたものでございます。

なお、「委員長である教育長が委員の疑問を押し切り強引に決定したと判断される」とありますが、委員の皆様各々の考えに基づき御判断いただいた結果であり、そのような事実はございません。

(4)では、「天赦公園が果たしている子育て環境への寄与、そして万一に備える防災面での有用性はとってかわるものがない機能だと私達は考えています。しかし、残念ながら行政の考えは私たちとは異なっていると判断せざるを得ません。」とあります。

市といたしましても、天赦公園は中心市街地において、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の方が利用されている市民の憩いの場であり、また、指定緊急避難場所として指定されていることから、子育て環境や防災面での有用性についても十分認識をしているところでございます。

このため、基本計画でお示ししている通り、工事期間中も新博物館完成後も児童公園の機能は維持することとしており、市議会や市民の皆様に対しまして、丁寧に説明を行ってきたところでございます。

次に、住民投票条例案について意見を申し上げます。

まず、条例案第1条においては、「現在地での建替えが可能であるにもかかわらず、立地複合施設部会はガソリンスタンド跡地（市所有）を除き、液状化の危険性がより高い天赦公園に答申の内容を書き、伊達博物館移転は決定した。約40億円以上の巨額な税金投入はコロナ禍の中、疲弊した市民・国民の血税の負担増に他ならない。市民自らの賛否の意思を明らかにし、公平かつ民主的な手続きを確保するとともに、市民自治に寄与し、市政の運営を図ることを目的とする」と規定されております。

天赦公園内への新博物館の移転建設につきましては、進捗に応じて、その都度説明し、市議会においても予算議案の審査・議決をいただいているほか、伊達博物館改築事業基本計画策定業務を受託したコンサルティング会社の分析等も踏まえた上で、令和3年2月の建替委員会において、全会一致をもって基本計画が承認されているところでございます。

市民の皆様に対しましても、パブリックコメントや7回に渡る市民説明会の開催等、丁寧に説明をさせていただきながら進めてきており、「公平かつ民主的な手続きを確保」できているものと考えております。

次に、第3条第2項においては、「市長は住民投票の管理について宇和島市選挙管理委員会と協議し、これを委任することができる」と規定されております。このままの条文では、選挙管理委員会に対して委任しない場合も想定されますが、それ以降の条文では委任が前提となっており矛盾が生じております。

また、第5条においては、「住民投票における投票の資格を有する者は、投票日において、宇和島市選挙管理委員会の選挙人名簿に登録されている者とする」と規定されております。この規定によると転出から4か月を経過していない転出者にも投票資格を認めることとなり、市民以外の意思が反映されることは問題があると考えます。

次に、第11条においては、「住民投票に関する運動は自由とする。ただし、市民の自由な意思が拘束され、もしくは不当に干渉され、または市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない」と規定されております。

この条文の内容では、買収、脅迫等の公職選挙法その他の選挙関係法令の規制に反する行為に対する規制が十分ではないものと考えます。

さらに、第14条においては、「住民投票において、有効投票総数の賛否のいずれかの過半数に達したときは、市長および市議会は投票結果を尊重し、関係機関と協議して、伊達博物館の移転改築に関する市民の意思が正しく反映されるよう努めなければならない」と規定されております。

第1条及び請求要旨では、「現在地での建替が可能である」とされておりますが、第6条では「天赦公園への移転について、投票用紙の賛成、反対いずれかに○の記号を記載すること」と規定されており、天赦公園への移転についてのみ賛否を問うことになるものでございます。

移転に対して反対の意思を示された方が、天赦公園への移転建設に反対であるのか、建設自体に反対であるのかを判断することは困難であり、市民の意思を正しく反映することはできないと考えます。

なお、条例案には、住民投票の成立要件に重要な投票率に関する規定がございません。

議会制民主主義を補完する役割を果たすのが住民投票であり、住民の意思を確認するためには、住民投票が成立する要件として、最低投票率に関する規定が必要であると考えます。

最後に、今回の住民投票条例制定を求める請求について、有効署名数が3,161と法定数を超える署名が提出されましたことは、真摯に受け止めているところでございますが、新博物館の建設につきましては、将来の宇和島市にとって必要な投資であると考えており、伊達博物館建替委員会等において多角的な視点から御検討いただいた上で、市民の代表である市議会において予算等の審議・議決を経て様々な御意見を頂戴するとともに、パブリックコメントや市民説明会を通じて、丁寧に説明し幅広い御意見をお聞きしながら、適切な手続きを経て進めてきたものと考えております。

また、今後とも、事業の進捗に応じて、市議会への説明はもとより、市民説明会などによるタイムリーかつ丁寧な情報発信を心掛け、市民の皆様の声をお聞きしながら、宇和島伊達文化をはじめ、本市が誇る歴史文化や伝統などを後世に継承し、その魅力を市民はもとより、国内外に広く発信する施設として、また市民の憩いや交流の場ともなる新博物館の建設に向けて、引き続き着実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、縷々申し上げましたが、市といたしましては、本住民投票条例の制定については、必要はないものと考えております。

議員の皆様におかれましては、慎重な御審議をいただき、適切な御判断をお願い申し上げ、条例案に対する意見といたします。

令和4年6月7日

宇和島市長 岡原文彰